

令和3年第4回石垣市議会 (定例会)  
6月28日 (月)  
(最終日)

議 午前10時02分

開

会 午後 5時19分

閉

○出席 議員

| 名    | 番 号 | 氏 名        | 番 号 | 氏 名    |
|------|-----|------------|-----|--------|
| 郎 君  | 1   | 前 津 究 君    | 12  | 花 谷 史  |
| 聡 君  | 2   | 平 良 秀 之 君  | 13  | 内 原 英  |
| 雄 君  | 3   | 石 川 勇 作 君  | 14  | 新 垣 重  |
| 操 君  | 4   | 後上里 厚 司 君  | 15  | 宮 良    |
| 子 さん | 5   | 石 垣 達 也 君  | 16  | 井 上 美智 |
| 夫 君  | 6   | 米 盛 初 恵 さん | 17  | 長 浜 信  |
| 行 君  | 7   | 東内原 とも子 さん | 19  | 砥 板 芳  |
| 次 君  | 8   | 長 山 家 康 君  | 20  | 我喜屋 隆  |
| 均 君  | 9   | 友 寄 永 三 君  | 21  | 仲 間    |
| 亨 君  | 10  | 箕 底 用 一 君  | 22  | 石 垣    |

|    |       |  |  |
|----|-------|--|--|
| 11 | 大濱明彦君 |  |  |
|----|-------|--|--|

○欠席議員

| 番号 | 氏名    |
|----|-------|
| 18 | 砂川利勝君 |

○地方自治法第121条の規定による出席者  
(初日に同じ)

○職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

|           |       |       |
|-----------|-------|-------|
| 局長 島尚子さん  | 嘉昇君   | 副主任 高 |
|           |       | 庶務係長  |
| 次長 石垣収一君  |       | 主任 宮  |
| 良学君       | 本若久司君 | 主事 大宜 |
| 見次長補佐兼昌司君 |       |       |
| 見議事調査係長   |       |       |

議事日程 (第6号)

| 日程            | 件名   |
|---------------|--|
| 第1号           | 承認第4号 専決処分の承認について<br>[令和2年度石垣市一般会計補正予算(第13号)]<br>[総務財政委員会審査報告] |
| 第2号<br>正する条例  | 議案第38号 石垣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改<br>[ " " ]                        |
| 第3号<br>改正する条例 | 議案第39号 石垣市職員の育児休業等に関する条例の一部を<br>[ " " ]                        |
| 第4号           | 議案第49号 財産の取得について<br>[消防車両購入]<br>[ " " ]                        |
| 第5号           | 議案第43号 令和3年度石垣市一般会計補正予算(第2号)                                   |

|                                 |              |  |
|---------------------------------|--------------|--|
|                                 |              | [ " " ]  |
| 第 6                             | 議案第52号       | 令和3年度石垣市一般会計補正予算(第3号)                              |
|                                 |              | [ " " ]  |
| 第 7                             | 議案第40号       | 石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例<br>〔経済民生委員会審査報告〕            |
| 第 8                             | 議案第41号       | 石垣市介護保険条例の一部を改正する条例<br>〔 " " 〕                     |
| 第 9<br>(第1号)                    | 議案第44号       | 令和3年度石垣市介護保険事業特別会計補正予<br>算<br>〔 " " 〕              |
| 第 10                            | 議案第42号       | 石垣市都市公園条例の一部を改正する条例<br>〔建設土木委員会審査報告〕               |
| 第 11<br>(第1号)                   | 議案第45号       | 令和3年度石垣市港湾事業特別会計補正予算<br>〔 " " 〕                    |
| 第 12                            | 発言取消しの動議について |  |
| 第 13<br>及び18歳までこども医療            | 議員提出議案第9号    | 「現物給付」への国のペナルティ全廃<br>費無料制度の実現を求める意見書               |
| 第 14<br>健康と学習権が守られる<br>備を求める意見書 | 議員提出議案第10号   | コロナ禍のもと児童・生徒(学生)の<br>ために生理用品の配布と相談環境の整<br>備を求める意見書 |
| 第 15<br>る決議                     | 議員提出議案第11号   | 陸自配備に伴う伐採計画の調査を求め<br>る決議                           |
| 第 16<br>に伴う経済的負担の軽              | 議員提出議案第12号   | 県立病院における分娩介助料の値上げ<br>減を求める意見書                      |
| 第 17<br>に対する意見書                 | 議員提出議案第13号   | 中華人民共和国における人権侵害問題<br>に対する意見書                       |
| 第 18<br>整備に関する意見書               | 議員提出議案第14号   | 石垣市へのゴルフ場付きリゾート施設<br>整備に関する意見書                     |
| 第 19<br>条例                      | 議員提出議案第15号   | 石垣市自治基本条例の一部を改正する<br>条例                            |

| 日 程 | 件 名 |
|-----|-----|
|     |     |

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 第 20 | 議員提出議案第16号 議員の派遣について           |
| 第 21 | 閉会中の継続審査の申し入れについて<br>[総務財政委員会] |
| 第 22 | 閉会中の継続審査の申し入れについて<br>[建設土木委員会] |
| 追加日程 |                                |
| 第 1  | 議長不信任決議                        |

本日の会議に付した事件及び処理結果

| 番 号         | 件 名  |
|-------------|--|
| 処理結果        |  |
| 承認第4号<br>承  | 専決処分の承認について<br>認<br>[令和2年度石垣市一般会計補正予算(第13号)] |
| 議案第38号<br>可 | 石垣市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例<br>決              |
| 議案第39号<br>可 | 石垣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例<br>決             |
| 議案第49号<br>同 | 財産の取得について<br>意<br>[消防車両購入]                   |
| 議案第43号<br>可 | 令和3年度石垣市一般会計補正予算(第2号)<br>決                   |
| 議案第52号<br>可 | 令和3年度石垣市一般会計補正予算(第3号)<br>決                   |
| 議案第40号<br>可 | 石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例<br>決                  |
| 議案第41号<br>可 | 石垣市介護保険条例の一部を改正する条例<br>決                     |
| 議案第44号<br>可 | 令和3年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)<br>決             |
| 議案第42号<br>可 | 石垣市都市公園条例の一部を改正する条例<br>決                     |
| 議案第45号<br>可 | 令和3年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第1号)<br>決               |
| 可           | 発言取消しの動議について<br>決                            |
| 議員提出<br>可   | 「現物給付」への国のペナルティ全廃及び18歳までこども<br>決             |
| 議案第9号       | 医療費無料制度の実現を求める意見書                            |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 議員提出<br>可<br>議案第10号 | コロナ禍のもと児童・生徒（学生）の健康と学習権が守られるために生理用品の配布と相談環境の整備を求める意見書 |
| 議員提出<br>可<br>議案第11号 | 陸自配備に伴う伐採計画の調査を求める決議                                  |
| 議員提出<br>可<br>議案第12号 | 県立病院における分娩介助料の値上げに伴う経済的負担の軽減を求める意見書                   |
| 議員提出<br>可<br>議案第13号 | 中華人民共和国における人権侵害問題に対する意見書                              |
| 議員提出<br>可<br>議案第14号 | 石垣市へのゴルフ場付きリゾート施設整備に関する意見書                            |
| 議員提出<br>可<br>議案第15号 | 石垣市自治基本条例の一部を改正する条例                                   |
| 議員提出<br>可<br>議案第16号 | 議員の派遣について   |
| 否                   | 議長不信任決議   |
| 承                   | 閉会中の継続審査の申し入れについて<br>[総務財政委員会]                        |
| 承                   | 閉会中の継続審査の申し入れについて<br>[建設土木委員会]                        |

令和3年第4回石垣市議会（定例会）  
6月28日（月）  
（最終日）

開 議 午前10時02分

○議長（平良秀之君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、第97回全国市議会議長会定例総会にて、長浜信夫議員、砥板芳行議員、我喜屋隆次議員、箕底用一議員が、議員10年以上の一般表彰を受けておりますので、ただいまより伝達表彰を行います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時03分  
再 開 午前10時07分

〔何事かいう者多数あり〕

これまで何度も休憩してまいりました。

〔何事かいう者多数あり〕

議長のお静かに、言葉遣いも気をつけてください。また、まだコロナウイルスの感染がまだ落ち着いてない状況ですので、そこは議員としてもきちっと、今の石垣市の状況の考えながら節度ある言動をよろしくお願いします。

〔何事かいう者多数あり〕

それでは進行いたします。日程第19、議員提出議案第15号。

〔何事かいう者多数あり〕

進行ができませんので、お静かにしてください。

〔何事かいう者多数あり〕

マスクしてください。マスクしてください。

〔何事かいう者多数あり〕

何度も確認して説明をしてまいりました。

〔（休憩）という者多数あり〕

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時22分

再 開 午後 3時23分

○議長（平良秀之君） 再開いたします。

次に、日程第19、議員提出議案第15号石垣市自治基本条例の一部を改正する条例を議題とし、提案者の説明を求めます。友寄永三君。

〔何事かいう者多数あり〕

お静かにお願いします。

〔何事かいう者多数あり〕

お静かにお願いいたします。着席してください。

〔何事かいう者多数あり〕

◆9番（友寄永三君） 静かに。内原さん、静かにしてください。

○議長（平良秀之君） お静かにお願いいたします。

〔何事かいう者あり〕

議長名で制止をいたします。内原議員、お静かにしてください。

◆9番（友寄永三君） 議員提出議案第15号石垣市自治基本条例の一部を改正する条例、このことについて石垣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

理由、条例制定から11年が経過し、その間に様々な批判や疑問が出ており、改正の必要があるため。

石垣市自治基本条例は、基本原則をはじめ、市民や事業者等、市議会、執行機関の役割、市政運営、参画・共同、自然環境の保全と再生、風景づくり等の17章43条から成っており、平成21年に制定されております。制定から11年が過ぎ、その間にいろんな批判や疑問が出ております。

一つは、自治基本条例の前提となる市民の定義の幅広さ、住民登録をしていない外国人や観光客、反社会的な個人・団体まで市民になり得るということに批判が多く出ております。

二つ目は、住民投票条例では解釈の違いが大きく、議会を越えて裁判で争っており、市民に混乱と裁判費用の負担を強いているのが現状であり、二元代表制であり間接民主制の日本の法律を考えると、地方自治法による住民投票条例のほうが自治基本条例の住民投票より提案しやすく、また、適切であるという声が多くあります。

三つ目は、自治基本条例は、石垣市の最高規範であるとうたっておりますが、本来、条例には上下はないと当局も答弁しており、法的な整合性がとれていないのは明らかです。

最後に、今回5年に一度の見直しのための審議会の答申においても、この3点の見直しの必要性が求められていることも含め、次のように3点の改正を求めます。

石垣市自治基本条例（平成21年石垣市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人」を「市内に住所を有する人」に改める。

第27条及び第28条を次のように改める。第27条及び第28条削除。

第42条中「この条例は、市政運営の最高規範であり、」を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（平良秀之君） 説明は終わりました。

質疑を許します。花谷史郎君。

◆12番（花谷史郎君） 動議を提出します。議長不信任案を提出させていただきます。

〔（賛成）という者複数あり〕

○議長（平良秀之君） ただいま花谷議員より動議が提出され、一定の賛成者がおりましたので、動議は成立いたしました。

この後、議会運営委員会を招集いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時28分

再 開 午後 4時11分

○副議長（石垣亨君） 再開いたします。

会議の時間を延長いたします。

この際、お諮りいたします。ただいまの動議の取扱いについては、議会運営委員会の答申に基づき、本動議を追加日程第1として審議することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）という者あり〕

○副議長（石垣亨君） ご異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議長不信任決議を議題とし、提案者の説明を求めます。花谷史郎君。

◆12番（花谷史郎君） 今回、議長不信任案を提出させていただきます。

現在議論されている条例の改正案については、市民の生活に関わる重要な案件であるにも関わらず、提出までの手続の不備について、法の解釈などに相違がありながら強行的に進行しようとするばかりか、その根拠となる各機関への照会内容を書面で提出しない。これは午前中に野党とも約束されたことにも関わらず提出されていないことは議会の軽視に当たり不信任に値するものと考え、ここに提案いたします。

○副議長（石垣亨君） 説明は終わりました。

質疑を許します。仲間 均君。

◆21番（仲間均君） 提案者にお伺いをいたしますが、議長の不信任案に当たるところは一つもないと思っているんですね。先ほどから議長は99条、それから112条の説明をしっかりと、それから全国市議会議長会等の回答もいただいて、その件については説明責任を果たしていると思うんです。

それから、あなたが言う書面という言葉が出てきておりますけども、この書面についても、これまで慣例でもって行っているという話をされていましてしょう。その意味からしても、何らこの件については不信任案に当たらないと思うんですが、この件について、どうしても書面を提出しなければならないのか、それとも議長とそういう約束事があったのか、ご説明願いたいと思います。

○副議長（石垣亨君） 花谷史郎君。

◆12番（花谷史郎君） 仲間議員の質問にお答えいたします。

この法の解釈の部分ですね、やはり問合せが必要だということで午前中にも問合せされていると思うんですけども、やはりどのように質問したのか、そのニュアンスどうであったのか、しっかりと全て私たちの疑義事項が質問された上での回答なのかといったことが私たちには分かりませんので、そこはどういった質問をしたのかというのをぜひ文書でいただきたいということをお話し、その上で議長はそれを了解しました。しかし、それがいまだに提出されておられません。この法の解釈の部分ですね、その我々が理解する根拠をしっかりと照会の内容を紙でいただかないと、どのような照会をしてその答えが出てきたのかとか分からない以上は、これ以上議論のしようがないわけです。ですので、その上で強制的に進行しようとしたことは、議会の軽視に当たると私は考えております。

以上です。

○副議長（石垣亨君） 仲間 均君。

◆21番（仲間均君） 花谷議員の今の回答を聞いていると、法の解釈を文書で回答するということですが、皆さんは文書でもって議長に提案しましたか。まず、その件について説明してもらえますか。

○副議長（石垣亨君） 花谷史郎君。

◆12番（花谷史郎君） 議長に対して口頭での約束としております。そして、私たちは口頭で申し入れて、議長が承諾しているというふうに認識しております。

〔（文書でやるんだから、皆さん文書でやらんといかんだろう）とい

う仲間 均議員〕

○副議長（石垣亨君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件について可決することにご異議ございませんか。

〔（異議あり）という者あり〕

○副議長（石垣亨君） ご異議がありますので、討論に入ります。

まず初めに、反対の討論を許します。砥板芳行君。

◆19番（砥板芳行君） 本日の議長のこの議員提案に対する采配また進行については、何ら不信任に当たることはないというふうに考えます。議長は公平にこの件についてしっかりと調べ、また事務局と共にこの解釈をされております。これは今日問題になっているのは、いつの段階で議案が受

け付けられたのかという部分にもなってくるかと思うんですが、それは議会運営委員会の在り方その他全て勘案して、議長はこれまでの慣例どおりやられておりますので、不信任には当たりません。

○副議長（石垣亨君） 次に、賛成の討論を許します。宮良 操君。

◆15番（宮良操君） 文書で要求したのは私であります。そのときに、これまでも含めていろいろ全国市議会議長会等、私も午前中、その他の識者に確認しましたが、聞き方、答弁の仕方については、いろいろその見解に違いがあるという確認を含めて、それで文書で出していただけますか、質問内容、それから答弁内容でできますかといったときに、議長は、はい、そのとおりしますというのを約束をいたしました。それが履行されていないということと。

今日の論点は99条、意見書、要請書、その他、それと112条の条例の改廃、その部分の法律の解釈の中で、石垣市が重大な状況にあるにも関わらず、その部分の議事対応について慣例も含めてこれまでの議運の確認がないという部分の中で、まさに今こそ上位法の自治法を根拠にして私たちが議論した内容について、議長の采配が見られない。このことは議長不信任に値するという意味で私は賛同します。

以上です。

○副議長（石垣亨君） 討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。本件について可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○副議長（石垣亨君） 念のため、反対の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副議長（石垣亨君） 起立少数であります。よって、議長不信任決議については否決されました。

休憩いたします。

休 憩 午後 4時19分

再 開 午後 4時21分

○議長（平良秀之君） 再開いたします。

説明は終わりました。質疑を許します。内原英聡君。

◆13番（内原英聡君） それでは、今回の条例改正案の質疑をまいります。

提案者、また中山市長もよく地方自治法でカバーできると、この条例がなくてもですね、自治基本条例がなくても地方自治法でカバーできるとおっしゃるんですけども、自治基本条例だけではなくて、石垣市の条例の大半が実は地方自治法でカバーできるんですね。なぜかという、条例と法律の関係でいうと、条例はより一層地域の実情に根差して、その土地の風水・風土に合わせて、より細かい行政が市民に対するサービスを行えるように進めていくものが条例なので、それは当然条例がなくても地方自治法でカバーできるんです。

ただ、今回のこの条例の特に重要な部分の改正に当たっては、これは私は民主主義の後退だというふうに理解しておりますが、その点、提案者はどのような願いを込めてこの3つ、市民の定義を変えたい、住民投票をなくしたい、そして最高規範という言葉がなくしたいと考えたのか、その部分をお聞かせください。

○議長（平良秀之君） 提案者、友寄永三君。

◆9番（友寄永三君） 内原議員の質問にお答えします。

一つは、民主主義の後退という話でありました。何をもちょう言っているのか、よく分かりませんが、今現在、地方自治法しっかりと二代表制、これも住民の投票で選ばれています。僕ら議員もしっかり住民の投票で選ばれていますので、これ民主主義、これこそ民主主義、全然問題ないと思っております。

もう一つ、最高規範の件がありましたけれど、やっぱり最初の理由にも述べてあります。2つあります。

一つは、同じ条例で上下がないということは話しました。もう一つ、やっぱり条例の上に法律があって憲法があると。最高規範という一般的なには、一般の人は憲法だという認識です。ところが、これは国の憲法で、石垣市の憲法は自治基本条例だというような言い方では市民は全く意味が分からないというふうに思いますので、それこそ混乱を招いていると思いますので、これでいいと思います。

以上です。

○議長（平良秀之君） 内原英聡君。

◆13番（内原英聡君） これから質問者もあると思うんですけども、今回の変更で社会的また相対的な弱者の方々が、より一層窮地に追いやられる可能性があるかと私は考えているんですけども、そういった悪影響、これを廃止することによるデメリットの部分について考えたことはあるでしょうか。

○議長（平良秀之君） 提案者、友寄永三君。



◆9番(友寄永三君) 内原議員の質問にお答えいたします。

社会的弱者という言い方いたしました。私が今提案しているのは3つですね。市民の定義を変えることによって何かあると思えないし、最高規範も思えません。多分、住民投票のことをおっしゃっているのかなと思うんですけれど。地方自治法で本当に50分の1でできる。今回石垣市がやった、皆さんがなさったのは4分の1ですよ。4分の1でなさっても50分の1でなさっても、今の状況ですと個別条例ということですので、全く議会を経るとというのが今の石垣市の見解でありますので、弱者にとって逆にいいんじゃないかなと。50分の1でできるんですから。4分の1じゃなくて50分の1でできるという意味ではそのほうがいいんじゃないかと。廃止して、地方自治法で住民投票を求めたほうがいいんじゃないかと私は思います。

以上です。

○議長(平良秀之君) 井上美智子さん。

◆16番(井上美智子さん) 市民のところなんですが、市内に住所を有する人と書かれていますが、DVとか暴力を受けた方が石垣市に逃げてきて、住所は変更できない。そういう方たちをやはり市民として保護すべきだと思うんですが、そこはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長(平良秀之君) 提案者、友寄永三君。

◆9番(友寄永三君) 井上美智子さんの質問にお答えします。

特殊なケースの話でありますけれど、今自治基本条例で話しているのはそういうことではなくて、もっと広い、本当に反社会も含めていろんな人が一日来ただけで市民だというような内容ですので、そういう特別なことはまた別な形で話ができると思います。幅広くいけば、そういう弱者と言われている方入るのかもしれないけれど。一般的に美智子さん、多くの市はそういうふうにあります。住民票ある人が市民というのが一般市民の認識です。

以上です。

○議長(平良秀之君) ほかございますか。石垣達也君。

◆5番(石垣達也君) 提案者に質疑をいたします。

住民投票は民意を政治に直接反映できる重要な機会だというふうに捉えております。自治基本条例における住民投票のあり方について、これについては、令和元年に特別委員会でも私も参加して議論をしました。残念なことに、その場所には野党の議員はいらっしゃらなかったもので、その場で私はやっぱり野党の議員がいないということで、中立的に考えようということで、なるべくそれを努めて議論をしてきました。それでも、やはり今回出された3点に絞られてくるのかなというふうに結論に至ったんですけれども。

今回、第27条及び28条を削除することは、市民から住民投票の機会を奪うことにならないか。今後住民投票ができなくなるということかというふうに、多くの不安の声が今後上がってくると思われるんですけれども、この住民投票の削除については、先ほどおっしゃったように、地方自治法に基づく住民投票もあるというふうなことでしたけれども、改めてこのメリット・デメリットを含め提案者の考えをお伺いします。

○議長(平良秀之君) 提案者、友寄永三君。

◆9番(友寄永三君) 石垣達也議員の質問にお答えいたします。

一般の人、住民投票がなくなるというふうに思っている市民の方非常に多いかなと思っております。でも、実際、前回の新庁舎の移転の住民投票がありました。あれは地方自治法でやっております。最初に説明したように、逆に4分の1が、4分の1というのは1万3,000とかそれぐらいなんです。それぐらい集めないと議会上げれないと。ところが、地方自治法50分の1ですので785ぐらいでしたかね、800名弱で議会上げることができる。本当に前よりも数段、10倍以上、住民投票がやりやすくなっているというのがありますので、これは地方自治法のほうが非常にいいと。

今、個人的に地方自治法の住民投票と、また自治基本条例の。自治基本条例の場合、まだ常設条例ではないんですが、もしそのまま4分の1以上がなったときに、どういうふうな形になるかというのと、本当に今以上に混乱が起きるんじゃないかなと。この自治基本条例の住民投票、操議員はよく補完すると、地方自治法、議会を補完するもんだというような言い方をされていたと思います。

補完というのは、例えば議会が、これはどういうふうに自分たちでどうしても答えを出せないと、議会で答えが出せないと、そういうときに市民にお願いすると。住民でぜひこれ決めてほしいというような本当に補完かなと思うんですけれど。今回は議会で決めているんです。議会でこれは否決だと決めたものに対して、いやいや、否決じゃないというような形になってくると、本当に対立になるという部分もありますので、私はやすさもそうなんですけど、今の二元代表制、本当に間接民主制を考えると、地方自治法の住民投票のほうが非常に合っているかなと、いいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長(平良秀之君) 石垣達也君。

◆5番(石垣達也君) また別に、本来ならば自治基本条例審議会の答申を経て、当局として精査して結論を出して、当局から議会のほうに議案が提案されるのが、私は望ましいというふうに思っ

ております。当局の提案を待たずに、今回提案者が提案した理由をお聞かせください。

○議長（平良秀之君） 議案提案者、友寄永三君。

◆9番（友寄永三君） 石垣達也議員の質問にお答えいたします。

私もぜひ今回の6月議会に出してくれということで何度か。新聞にもありました。尻をたたいてくれと。与党だから当局の尻をたたいてそれで出させばいいじゃないかということがありました。何度か行きました。どうですかということで、できないと、間に合いそうにない。審議会のは3月に出ておりますので、6月には出るだろうと思ったんだけど、出ないと。じゃあ、9月はどうですかという話をしたんですけど、確約はできないというような話でありましたので、私はこの条例は一日も早く変えたほうがいいというような思いでいましたので、今回上程するという形になりました。

以上です。

○議長（平良秀之君） 大濱明彦君。

◆11番（大濱明彦君） 提案者にお尋ねします。

今の話とちょっと重複するかもしれませんが、いろいろ考えて、今、私は今出したほうがいいと思ったと言ってますけど、具体的に今じゃなければいけない理由というのは何かあるんですか。

○議長（平良秀之君） 提案者、友寄永三君。

◆9番（友寄永三君） 大濱明彦さんの質問にお答えします。

今話したとおりで早いほうがいいということです。そういうふうに答弁したと思うんですけど、一日も早いほうが。

〔（具体的にこういう理由があるから早いほうがいいと）という大濱

明彦議員〕

変えたほうがいいやつですので、早めに変えたほうがいいというふうに思っております。

○議長（平良秀之君） 大濱明彦君。

◆11番（大濱明彦君） 市長の執行権を私は否定するものになるのかな。市長は一生懸命今その作業に入っているんじゃないかなと思うんですけど、この執行権を侵害することにならないかなと私は思うんですが。

○議長（平良秀之君） 提案者、友寄永三君。

◆9番（友寄永三君） 大濱明彦議員の質問にお答えいたします。

これ私が今回の提案3つですね、審議会が答申したのは6つかなと思います。この3つに関しては、19年ですか、調査特別委員会ですずっとやってきております。今回の審議委員会の内容を見ても、ほぼ一致かなというふうに思いますので、そこは問題ないかなというふうに認識しております。次、私が出したから当局がどうのこうのということはないかなと思います。もしあれであれば当局に聞いてもらってもいいかなと思いますけど。

○議長（平良秀之君） 石垣 亨君。

◆22番（石垣亨君） 提案者に2点お聞きいたします。

まちづくり条例とか自治基本条例とか呼び方は様々ですけれども、今全国的な施行の状況がどのようになっているのか。何年頃から走り始めて、数、またその数の推移、できましたらそれまで。

もう一点は、なぜ諮問投げかけておきながらも、執行部は何点かの改善すべき点について、自ら案として出してこなかったかというお話ですが、その思いについて当局に聞いたことがあるのか。聞いたことがないのであれば、ぜひ今この機会に確認をしたいんですが、その2点です。

○議長（平良秀之君） 提案者、友寄永三君。

◆9番（友寄永三君） 石垣 亨議員の質問にお答えいたします。

今、全国で地方自治体1,788という、これは6月1日現在でありまして、自治基本条例関連の条例が制定されているのが397、22.2%です。残りの78%は地方自治法で全てを行っている。

現在、どういう状況かということでありましたけれど、去年の4月1日が最後で、去年の4月2日から今現在6月まで、6月1日までのデータしかないんですけど、まだ一個もないです。去年が1カ所だけ。その前は7カ所、6カ所、11カ所、14カ所とあるんですけど、石垣市がちょうど制定したときには、22年の4月1日からなんですけど38カ所。あの頃は年間で30カ所とか40カ所とかどんどんやっていたんですよ。今現在もう1桁です。6、7、1、今のところゼロなので、自治基本条例自体が20年前から動いているんですけど、あまり成果がなかったんじゃないかと。どんどん増えていくならいいんですけど、どんどん減っていったという状況ですので、自治基本条例の本当にまちづくりに非常に役に立つんじゃないかと思われていたんですけど、そうでもなかったという状態が今現在のこの数字かなと思います。

もう一つは、どうして当局が間に合わなかったかということなんですけれど、私のは3つですね、当局6つなんですけど、そこらへんの細かいところは、どうして間に合わなかったのかという部分、当局のほうにお願いしたいと思うんですけど……

○議長（平良秀之君） 暫時休憩します。

休 憩 午後 4時38分  
再 開 午後 4時38分

○議長（平良秀之君） 再開します。

◆9番（友寄永三君） とりあえず間に合わないと。

〔間に合う、間に合わないじゃなくて、「思い」を確認したかという  
ことですよ〕という石垣 亨議員〕  
思い……

〔何事かいう者あり〕

とりあえず今私がやろうとしていることと審議会が答申しているやつが一緒なので、それだけの  
状態で、あとは詳しくは——「思い」は聞いておりませんので。それ以上は聞いておりません。

〔何事かいう者あり〕

〔何で、ここは立法の府でしょう。こっちで条例も作ったりするん  
じゃないの〕という石垣 亨議員〕

○議長（平良秀之君） 2回目はよろしいですか。

〔答えていないでしょう。執行部の思いを私は確認をしたいという  
ことで言っている〕という石垣 亨議員〕

企画部長、小切間元樹君。

◎企画部長（小切間元樹君） 執行部といたしましては、昨年9月3日に市長から有識者の審議会  
に諮問をいたしまして、本年3月18日に答申を受け取ったところでございますけれども、これは  
我々のほうから審議会のほうに条例の規定に従って諮問をいたしまして、その答申を受け取ったと  
いうことになりますので、その内容については、我々市当局としては審議会の答申を尊重する立場  
という思いでございます。

○議長（平良秀之君） 長浜信夫君。

◆17番（長浜信夫君） 提案者にお尋ねします。

今、ご存じのとおり自治法の43条でしたかね、基本自治法の、基づいて答申はされてボールは当  
局に投げられています。

そこで、我々立場としては、その作業について、議会としての決議なりあるいは要請なりをし  
て、行政にそれを促すべき僕は案件だと思うんですが、提案者は議員の立場ですぐ改正というよう  
なかなり踏み込んだ提案になりますが、そのところはどのように認識しているのか、ちょっと提  
案者にお聞きしたいと思います。

○議長（平良秀之君） 提案者、友寄永三君。

◆9番（友寄永三君） 長浜議員の質問、よく分からないところあるんですけど、当局がやらない  
といけないんじゃないかというような意味でしょうかね。

〔今作業中なんです〕という長浜信夫議員〕

分かりました。別に私が当局の作業を邪魔はしておりませんので、もし当局のほうで準備が整え  
ば、そのときまた当局案として出てくるものだと思っております。

以上です。

○議長（平良秀之君） 砥板芳行君。

◆19番（砥板芳行君） 提案者にお聞きいたします。

提案者が今回、自治基本条例第2条第1号中の市民の定義というところを、これまでの文言から  
「市内に住所を有する人」に改めるといふふうでございます。これにつきましては私もそのように  
するべきだという賛同するところなんですけれども。

一方で昨今、定住人口でもない、交流人口でもない、関係人口と言われる人たちがいらっしやい  
ます。本市の産業構造上、この関係人口も本市にはたくさんいらっしやるかと思うんですが、この  
市民の定義と別に、関係人口についても定義が必要かなと思うんですけども、そのあたりいかが  
でしょうか。

○議長（平良秀之君） 提案者、友寄永三君。

◆9番（友寄永三君） 砥板議員の質問にお答えいたします。

今回は私のほうはそこまでは踏み込んでおりません。もし、今回当局のほうに出てくるのかもしれ  
ませんが、私どもは一般的に、市民の石垣市に住所のある者というふうに分かりやすくとい  
うことで、そういう形をさせていただきました。

以上です。

○議長（平良秀之君） 新垣重雄君。

◆14番（新垣重雄君） 先ほど出ました石垣議員の意見に触発されて私も意見を述べたいと思いま  
すけども。

〔何事かいう者あり〕

質疑に入りたいと思いますけども。友寄議員が3点ほどの提案の中で、恐らく一番大きな問題  
は、27条及び28条を削除するというのが一番大きなあれじゃないかと思っています。ご自身が特別  
委員会の委員長のとときに廃止を提案されました。そのとき辛うじてこれは生き延びたわけでありま  
すけども。この廃止という方法に対して、非常に先ほどあなた発言したのは、地方自治法に基づい

てやると50分の1、ここは4分の1。はるかに向こうのほうがやりやすいということを使ったんですけども、それは本気でそう思っているんですか、あなたは。お聞きします。

○議長（平良秀之君） 提案者、友寄永三君。

◆9番（友寄永三君） 新垣重雄議員の質問にお答えいたします。

今現在、自治基本条例の住民投票のところですね、欠陥条例とよく言われております。野党の……

操さんもよく欠陥条例だというふうな話をされております。この今の条例でいけば、本当に50分の1と4分の1で同じような形で議会を経ていきますので、50分の1の地方自治法でやったほうがいいと本気で思っております。

以上です。

○議長（平良秀之君） 新垣重雄君。

◆14番（新垣重雄君） 事の重大を考えて言うと、なぜ石垣市民は、あれだけ難しい議会の壁を乗り越えて、4分の1以上もはるかに超える署名を集めて地方自治法に基づいてこれを提案したかという、これは多数を取ったところが議会におると通らないからでしょう。そういうことでしょうか。自治基本条例の場合は、議会に諮らないわけですから、はるかにそのほうが得策だということで、市民がいろいろ考えてやった方策が自治基本条例ですよ。それに対して名宛て人は、市長に対する義務があるんじゃないかと。そういうことですよ。であるならば……

〔（議員要らない）という者あり〕

誰も議員が要らないとは言っていないだよ。

いいですか。そしたら、ちょっと私非常におかしいと思うんですけど、自治を進めるため両方あってもいいわけですよ。両方あって自分たちの意見をしっかりと表へ出してそしてまちづくりをするという、それが今一番大事なことじゃないかと思うんですよ。

ところが、今日、自治基本条例の一部改正条例の中で出てきたことは、私、本当に先ほど提案した中で、中国の人権無視をした香港の圧倒的な力で中央に言うことを聞かせるというようなやり方というのは、自治基本条例や今の住民投票を否定する方向になるんじゃないか。そうすると、そういう同じ方向で議論したときにおかしいと思いませんか。

以上です。

○議長（平良秀之君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時46分  
再 開 午後 4時47分

○議長（平良秀之君） 再開いたします。議案提出者、友寄永三君。

◆9番（友寄永三君） 新垣議員の質問にお答えいたします。

今回、1万4,000筆集めるって非常に大変なことだと思います。それで、もし選挙やれば1千何百万円かの投票すればかかると思います。1案件ごとにそういうことが出てくると、本当に二元代表制、どうして間接民主制になっているのか。これができない、やりにくいからそういうふうになっているものだと思っております。どうしてもということであれば3分の1、今回も3分の1以上集まったということでありますので、3分の1集めればリコールができると思うんですよ。その一つ一つじゃなくて、本当に議会を変えとか、市長を替えるとか、そういうことが地方自治法の中でありますので。本当にそれぐらいの多くの人にサイン求めるのであれば、それが大きな一つワンイシューでこれだけ常に集めていては、そしてずっと住民投票やっていると、予算も含めて実際成り立たないもんだというふうに思っております。

以上です。

○議長（平良秀之君） 宮良 操君。

◆15番（宮良操君） 改正案の第2条について質問いたします。

地方自治法第10条は、市町村の区域に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。この住民の根拠は、民法第22条、23条の規定によるものです。民法は第22条で各人の生活の本拠地はその者の住所とする。そして、23条は、住所が知れない場合には、居所を住所とみなすと。日本に住所を有しない者、その者が日本人または外国人のいずれかであるに問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、根拠を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。それと、住民基本台帳法には、住民の住所に関する法令は、先ほど述べた地方自治法の第10条の1項に規定すると。要するに地方自治法、それに根拠した住民基本台帳法にも、あなたが言うような住所がある者が全てだというようにうたっていないわけ。この部分の改正案を、この地方自治法も民法も住民基本台帳も異なるような提案になっているんです。要するにあなたがよく言う上位法、上位法を否定するような住居の部分になっている。暴力団とかいんなもの、反社会とあるけども、それは暴力団の個別法で除斥する、対応するような法律が含まれてできるわけですから。この部分の上位法とあなたが提案した住所ある者だけやというものについては、地方自治法や民法、それから住民基本台帳法に私は違反すると考えますが、この部分の3つの法律とあなたの提案した中身について、どのように整合性あるのか、答弁してください。

○議長（平良秀之君） 提案者、友寄永三君。

◆9番(友寄永三君) 宮良 操議員の質問にお答えいたします。

多くの地方自治体でそれでやっていますんで、問題なくいっていると思います。

〔(それ聞いてないよ。法律とどういふふうに関連して、違反しとると思うけど、それを聞いている。ほかの市町村を聞いていない)という宮良 操議員〕

問題がないということです。それでやれているということです。

〔(いやいや、議長、僕の質問に答えてないよ)という宮良 操議員〕

〔何事かいう者多数あり〕

〔(議長、答弁になってないからもう一度答弁させてください。もう一回説明する)という宮良 操議員〕

〔何事かいう者多数あり〕

○議長(平良秀之君) 2回目の質疑をしてください。

◆15番(宮良操君) いやいや、休憩して。答弁してないから。

〔何事かいう者多数あり〕

答弁になってないから言っている。

先ほど、議長、こういう質問したよ。地方自治法でそういうふうに関連しています。民法でも22条、23条で規定していますよ。住民というものは、そこに住んで住所を有する者とはしていませんよと。この上位法にあなたが提案した分について違反をしていると。この件についてどう思うかと。地方自治法で民法もそう規定しているから。

〔何事かいう者多数あり〕

いやいや、あんたに聞いてないよ。法律を無視しているような提案になっていないかという話ですよ。

〔何事かいう者多数あり〕

だから、言ったらさ、地方自治法にこう書かれていますよ。民法も含めて、住所だけがそうではないですよと言っている。国民の権利の問題なんだよ、住民の権利。これと相反しているよという話なんだ。原文見ます。

〔何事かいう者多数あり〕

答弁してください。ほかの市町村がやっていると、これ答弁ならんよ。

〔何事かいう者多数あり〕

○議長(平良秀之君) 提案者、友寄さん。

〔(地方自治法、民法、住民基本台帳法とあなたが提案しているの、そごがあるよ)という宮良操議員〕

〔何事かいう者多数あり〕

提案者、友寄永三君。

◆9番(友寄永三君) 多くの市町村でもそのままやっておりますので、全く問題ないというふう  
に思っております。

〔何事かいう者あり〕

○議長(平良秀之君) ほかございますか。箕底用一君。

◆10番(箕底用一君) 提案者にお伺いいたします。

今回、先ほどから出ている、審議会に諮問かけて、そして答申を受けて行政が今精査して、この  
条例改正か廃案かどうかについていろいろと議論やっているというところで、友寄議員のお話から  
よれば、9月の定例会し程も無理だと。12月定例会無理だと、そのようなお話を……

〔(12月の話はしてない)という友寄永三議員〕

6月、9月ですか。であれば、12月の上程も可能性はあるということじゃないのかなと思います。  
このように行政が予算をつくって、諮問会議の識者のメンバーを委嘱して、その委員の皆さんにも  
報酬が払われています。払われている。そしてやっと答申された。この委員の皆さんが一生懸命頑  
張ってこのような指摘事項を提案をされている中で、その委員の皆さんの思いというのは、自分た  
ちは何をしたら、何でそのような議論をしたのかというような言い方もされ難いかなと、そう思っ  
ていますが。私はこの廃案に対しては反対はしておりました。でも、改正案に対しては、しっかりと  
議論してやろうと。市民の定義もしっかりと示したらいいんじゃないかと。今、住民を基本台帳  
に載っている者を市民とすると。これは多いに結構だと。

住民投票の条例を削除するというようなこともあります。ちまたのところ、先日金曜日に議  
会運営委員会が行われて上程するという流れを受けて、市民の皆さんからは、住民投票が議会の権  
力によって剥奪されるのかというような見解を持っている方もいてですね。今この場で友寄議員が  
地方自治法で50分の1というふうなお話されていますので、ぜひこの地方自治法の第何条にそうい  
った文言が記載されているのか。そして、地方自治法にしっかりと定義をされているんですけど  
も、この住民投票条例の27条は削除するのではなく、27条に住民投票条例の関連するもの、地方自  
治法に基づいてしっかりと行うというように明記されてもいいんじゃないのかなとそう思うんです  
けども、そこらへんはいかがでしょうか。

○議長（平良秀之君） 提案者、友寄永三君。

◆9番（友寄永三君） 箕底議員の質問にお答えします。

最初のがちょっとあれで、最後のほうの住民投票のほうを削除じゃなくて、地方自治法にのっとるみたい……同じ部分はそれでいいんですけど。ただ、4分の1でというのは入っていないんですよ。

〔（現在入っていないんですよ）という箕底用一議員〕

それは入っていないので、同じというのがちょっと難しいのかなというふうに。重なっているものもあるんですけど、そうでないのがありますので、一つどういような形になるのか。分かりやすいといえば廃止して、そのまま地方自治法のが分かりやすいかなというふうに思っております。

あとは、審議委員会でやっていた審議委員の方たちの思いということだと思んですけど、これも6つあって、その中の3つ今回提案されているんですけど、この3つはほとんど同じだというふうに私も理解していますし、これどうですかと聞いたら、ほとんど同じだという見解がほとんどで、実際、審議委員の方から連絡いただきました。どんどんやってくれて結構ですと。全員じゃないんですけど、そういうのもありましたんで、そこは大丈夫かなというふうに思っております。

あと何でしたか。

〔（あと一点、地方自治法の何条にそういった住民投票の明記されているのかという紹介までしていただければ分かりやすいかなと）という箕底用一議員〕

地方自治法にあるというのは分かるんですけど……。すみません、地方自治法第74条ですね、その総数の50分の1以上の者の連署をもってということがあります。74条です。すみません。

以上です。

○議長（平良秀之君） ほかございますか。

〔（質疑なし）という者あり〕

○議長（平良秀之君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案について可決することにご異議ございませんか。

〔（異議あり）という者あり〕

○議長（平良秀之君） ご異議がございまして、討論に入ります。

まず初めに、本案に反対の討論を許します。内原英聡君。

◆13番（内原英聡君） 失礼します。友寄永三議員が提案した、石垣市自治基本条例の一部を改正する条例に対して、私は反対の立場から発言いたします。

友寄議員が今回提案している改正案は、自治基本条例の3点について内容を変更したいという議案です。

1つは、市民の定義を変更すること。2つは、住民投票に関する規定を削除すること。3つは、自治基本条例の位置づけについて、市政運営の「最高規範」という文言を削除すること。

議員は今回の改正が実現すれば、多くの石垣市民が幸福に満ちあふれ、与党議員としても中山市長が掲げる「日本一幸せあふれるまちづくり」にも資するものだと思信なさったと思います。だからこそ、この提案をしている。仮にそうだとしたら、私はよりよい石垣市を目指したいという議員の志には賛同します。しかし、であればこそ、お互いに持ち合わせている情報を石垣市議会という一つの大きなテーブルにのせ、必要なだけ時間をかけ、対話を重ね、時に白熱した議論を繰り広げ、誰もが思い描かなかった全く新しい提案を石垣市に打ち出すことができたのではないかと振り返ります。

今回の議員提案は、最小限度の議論さえ求めておりません。石垣市議会最大の任務である議案の慎重審議を完全に無視していると言わざるを得ない。提案者として異なる考えの意見を軽んじ、議会の役割を骨抜きにして形骸化させ無意味にしてしまう手法にほかならない。また、市長執行部からの提案を待っていた中での条例改正案です。議会制民主主義を否定し、二元代表制を否定し、対話を拒み、例えるなら、「おまえは黙って俺の言うことを聞け」とでも言わんばかりの内容になってしまっていることが非常に残念に思われます。

今日の採決の結果は、現時点で未知数です。しかし、万が一まかり通ってしまった場合を予見して、最後にこの島の歴史の一つをご紹介します。

今から113年前の旧八重山町時代、当時の議会でまさに数の力による強行採決が行われたことがありました。当時の議案詳細等は省略しますが、その議決の後、新聞に掲載された住民の声を引用します。

「本議会の議決は、八重山村民の意思にあらずして、一部の市の意思たるにすぎず、議決事項に対して黙従するは甚だ危険にして、村民は別に熟考を要すべきものと信ず。村会の議決に黙従するに耐えざるなり」、今この石垣市議会でも同様です。本議会の議決は石垣市民の意思と言えるのでしょうか。市長や一部議員の意思でしかないのではないのでしょうか。この議決事項に対して黙って従うのは大変危険であり、多くの市民は慎重な審議が必要だと今も信じていることでしょう。

これから行われる採決次第ですが、もし今回の提案が可決されたとして、この市議会の議決にただ黙って従うのは、私は到底耐え難いと思います。市民に開かれた石垣市、世界に開かれた石垣島

を目指し、今後より一層、提案とこの石垣市に対しての批判を展開していきたいと考え、私の反対討論といたします。

○議長（平良秀之君） 次に、本案に賛成の討論を許します。石川勇作君。

◆3番（石川勇作君） 賛成の立場から討論いたします。

住民が住民投票を請求する場合、通常、地方自治法に基づいて行うものだという認識を持っております。なぜなら、自治基本条例では、4分の1の署名を集めなければ請求できませんが、地方自治法だと50分の1の署名で請求ができるからです。辺野古の県民投票請求も、石垣市の陸自配備住民投票請求も、地方自治法に基づいての請求だったと記憶しております。地方自治法の低いハードルで住民投票請求ができるのに、わざわざもう一つ高いハードルの自治基本条例での住民投票を定めておく必要はないと思います。請求する市民も2つあると混乱してしまうおそれがあります。実際に野党の皆さんも4分の1を集めておきながら、地方自治法で請求しています。よって、この改正には賛成です。

○議長（平良秀之君） 反対の討論を許します。長浜信夫君。

◆17番（長浜信夫君） 反対の討論を行います。

今まさしく審議会の答申を受けて、石垣市のほうにまさに精査を進めている段階にあります。これを我々は待つべきであると。なぜわざわざこの時期に議員の提案なのか。行政に水を差すような行為にしか映ってきません。

これでは、これまで審議会に付託してきたこの審議会の意義と意味は何だったのか。全く提案者は理解をしていない。否定をするような私は今の提案になっていると思います。こういう議員の立場から、私は審議も十分じゃない、この時間の限られた中での提案は、大変乱暴な私は条例の提案じゃないかなとそう思っておりますので、断固反対いたします。

○議長（平良秀之君） 次に、賛成の討論を許します。石垣 亨君。

◆22番（石垣亨君） 乱暴であるとか、慎重審議を求めるとか、このようなことがあります。私はこの改正案に賛成の立場で申し上げます。

この条例の誕生の際、まさに今のようなことが起きておりました。ぜひ慎重審議、しっかりと議論を進めて市民の皆さんの議論も待ちながらしっかりとやっていきたいと、このようなことを申し上げていましたけれども、残念ながら、乱暴にも数の暴力で僅差で成立させられたのがこの条例であります。相似象といいますか、合わせ鏡の法則といいますか、乱暴にして成立させられた条例ですから、皆さんが今言っているようなことがまたそっくりそのまま返していると、このような状況が起きているんじゃないかなと私は思います。

この条例の持つ難点は、二元代表制の破壊、法体系の破壊、この2点に尽きるんじゃないかと。十分に8割の自治体がなすうまく機能しております。そういう意味で、この部分は、この条例の持つ意味のとおりやっていきたい、やっていくべき、このように思います。

○議長（平良秀之君） 反対の討論を許します。花谷史郎君。

◆12番（花谷史郎君） 最後ちょっと短めにやります。反対の立場から討論させていただきます。

この自治基本条例制定されてから10年余りの年月がたっているものと認識しておりますけれども、5年に一度の見直しが行われるため、実は今回策定されているものと以前のものが5年前のものがあるわけですね。そこでは全会一致で可決しているものと聞いております。いわゆる中山市長政権下で改正された以前のものは、全会一致で可決されておりますので、以前の乱暴だとかいうものは上塗りされて全会一致のもので現在運用されているものというふうに認識しております。それに加えて、現在、中山市長が再度審議会に諮問して、現在改正案を作っているところというふうに思うわけですが、先ほど箕底議員の質問のときもありました、そこにはやはり税金が投入されております。その上で審議会は以前の、今まで運用されていたものの議論をしているわけであって、それが提出される前に議員が変えてしまうと、そもそも議論していた自治基本条例という形はなくなってしまいうわけですね。そういった上で市民の含めた審議会の議論というのが無駄になってしまうのではないかなと、税金が無駄になってしまうのではないかなというふうに思うわけですね。

市長がご自身の行いを否定される、議員から否定されるような構図があると思いますので、石垣市長、この後、もし可決されたときには再議権でご自身の行動を肯定する、そういった行動を取っていただきたいと。市民の審議会の方々にも失礼にならないように、しっかりと再議権という権利を行使していただきたいというふうに私の申し述べて反対の討論とさせていただきます。

○議長（平良秀之君） 討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（平良秀之君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第15号につきましては可決されました。

次に、日程第20、議員提出議案第16号議員の派遣についてを議題とし、提案者の説明を求めます。長山家康君。

◆8番（長山家康君） 議員提出議案第16号議員の派遣について、このことについて、石垣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

理由、今議会で議決された事項について要請行動をするためでございます。  
読み上げます。

下記により派遣することを承認されるよう、石垣市議会会議規則第167条の規定により議会の議決を求めます。

記

1、目的、今議会で議決された事項について要請行動するため。

2、要請先、沖縄県。

3、期間、1日。

4、人員、6人以内。

以上です。

○議長（平良秀之君） 説明は終わりました。

質疑を許します。

〔（質疑なし）という者あり〕

○議長（平良秀之君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案について可決することにご異議ございませんか。

〔（異議あり）という者あり〕

○議長（平良秀之君） ご異議がございますので、討論に……

〔何事かという者あり〕

直ちに採決に入ってよろしいでしょうか。そのようにいたします。それでは、採決いたします。

〔（議長、意見述べる）という宮良 操議員〕

失礼しました。宮良 操君。

◆15番（宮良操君） 今回の同様な内容の派遣決議が、去った3月にも行われました。その派遣についても、コロナの緊急事態宣言まん延防止という中で実現されませんでした。今回、沖縄県は特別、全国の中でも緊急事態宣言延長と、7月11日までというお話になっておりますし、その後についてもまん延防止すると、オリンピック・パラリンピック等も含めて人の人流が非常に激しくなる。しかも、石垣市内でデルタ株が出ていると。しかも、連日のようにまだ石垣市の中でコロナ感染の部分が淘汰されていない状況を考えると、市民生活を含めてその背景を考えると、今回のような派遣が、果たして市民の皆さん理解できるのかということと実現可能なのかということを見ると、非常に厳しいという状況で私は派遣はすべきじゃないというふうに思います。

以上です。

○議長（平良秀之君） 討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（平良秀之君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第16号については可決されました。

なお、派遣の日程及び人選等については、議長に一任することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）という者あり〕

○議長（平良秀之君） ご異議なしと認めます。よって、派遣の日程及び人選等については議長に一任されました。

次に、日程第21、閉会中の継続審査の申し入れについて。日程第22、閉会中の継続審査の申し入れについて。以上、2件を一括議題とします。

本2件については、お配りしてあるプリントのとおり、総務財政委員会並びに建設土木委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定により両委員長からの申し入れであります。

両委員長の申し入れのとおり、それぞれ承認することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）という者あり〕

○議長（平良秀之君） ご異議なしと認めます。よって、両委員会の閉会中の継続審査の申し入れについては承認されました。

以上で、本定例会における議事は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。本定例会で議決になりました事件の字句、数字、その他整理を要する事項につきましては、会議規則第43条の規定に基づき、議長に委任させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔（異議なし）という者あり〕

○議長（平良秀之君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会で議決になりました事件の字句、数字、その他の整理を要する事項については議長に委任されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時13分

再開 午後 5時13分

○議長（平良秀之君） 再開いたします。市長より挨拶の申し入れがありますので、これを許します。市長、中山義隆君。



◎市長（中山義隆君） 令和3年第4回石垣市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、第97回全国市議会議長会定例総会伝達表彰におきまして、長浜信夫議員、砥板芳行議員、我喜屋隆次議員、箕底用一議員におかれましては、議員としての10年永年勤続表彰の受賞、誠にありがとうございます。今後とも市民福祉の向上並びに市政発展にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

去る6月9日に開会いたしました定例市議会は、本日に至る22日間にわたり本会議並びに常任委員会を通じて活発なご議論と慎重審議をいただきました。議員各位におかれましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、審議の時間短縮等の対策に対し感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、令和3年度補正予算並びに条例の制定・改正など重要案件の可決を賜り厚く御礼を申し上げます。審議を通し賜りました貴重なご意見やご提言等につきましては真摯に受け止め、今後の市政運営において十分留意し、誠心誠意努めてまいり所存でございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大による沖縄県緊急事態措置が7月11日まで延長される中、本市においては、新規感染者が相当程度抑え込まれておりますが、従来の変異株よりさらに感染力が強いとされているデルタ株インド型の感染が本市においても確認されました。このことから、これ以上の変異株の感染拡大を防ぐ行動が必要になってまいります。市民の皆様には気を緩めることなく、引き続き感染予防対策をお願いいたします。

また、感染予防の切り札でありますワクチン接種につきましては、本市は国や県、医療機関と連携ししっかりとした接種体制を構築しており、5月17日から始まりました高齢者とエッセンシャルワーカーを対象にした集団接種も昨日で2回目が終了し、7月9日からは一般向け集団接種を開始いたします。

「新型コロナをぶっ飛ばせワクチン打って活動再開」を合い言葉に、一日も早く多くの市民がワクチンを接種し、そして元の活力あふれる市民生活を取り戻し、観光をはじめとした経済活動の回復を目指してまいります。

石垣市は7月1日より新石垣空港を利用する観光客に事前のPCR検査、または抗原検査の陰性を証明することを求めており、市民の皆様に対しても長期の旅行、出張等にいられた方へは同様の対応をお願いいたしているところであります。

さらに特に市民の皆様には、郡外にいられた際は、短期であったとしても感染している可能性があるため、帰島後できれば2週間、また最低1週間は飲食を伴う会合等への参加を自粛していただくなど、適切な対応を取っていただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

また、7月11日までは県の緊急事態宣言中でございますので、県が要望しております酒類提供の中止や時短営業等を求めております。そのルールに従わない店舗が散見されますが、その店舗等については、市民の皆様は利用しないよう強くお願いを申し上げます。

会期の6月23日におきましては、戦後76年の慰霊の日を迎えました。今年の追悼式におきましても、昨年同様、新型コロナウイルス感染防止対策のため、やむを得ずご案内者のみで規模を縮小して執り行いました。

市民の皆様におかれましては、当日正午からのサイレンに合わせ黙祷していただき、さきの大戦において亡くなられた全ての御霊に哀悼の意をささげるとともに、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを心に刻む一日となったことと思います。

本市の市政は、これまでの先人たちのたゆまない努力と市民の皆様のご協力により、今日目覚ましい発展を遂げてまいりました。昭和22年に市制を施行し、来る7月10日に満74年の記念日を迎えます。これからも本市の新たな展望を切り開くべく、市民生活の安定、向上とさらなる飛躍発展を期して、市民の皆様と共に未来に大きな希望と夢を持てるまちづくりを推進してまいりため全力で取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、市制施行記念式典はご案内者のみで規模を縮小して執り行います。市民の皆様にはご理解いただきますようお願いいたします。

いよいよ7月23日から東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。東日本大震災から10年目となる節目の年に開催されることで、復興の歩みを進める被災地の人々やコロナ禍で懸命に闘っている日本全国の人々に勇気と希望を与えることとなるでしょう。

本市からも自転車競技ロードレースの新城幸也選手が3度目の五輪出場、また母親が石垣市出身の水球日本代表ゴールキーパーの棚村克行選手が2度目の出場、野球侍ジャパンの平良海馬投手の初出場が内定するという快挙に石垣島の誇りと市民が喜びに包まれております。本市出身のオリンピック選手の本番での活躍を期待し、全市民で応援をしていただきますようお願いいたします。

梅雨の蒸し暑い日々が続いておりますが、いよいよ厳しい夏の季節となります。議員各位におかれましては健康に十分ご留意され、市政の運営にご協力賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（平良秀之君） これをもちまして令和3年第4回石垣市議会定例会を閉会いたします。大変にお疲れさまでした。